

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和4年度)

施設の名称	閑上漁港の指定施設(ヨット陸置き保管施設)
指定管理者の名称	閑上ヨットハーバー管理運営共同事業体
施設所管部課(室)	水産林政部水産業基盤整備課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
平成30年4月 ~ 令和5年3月	指定管理者	閑上ヨットハーバー管理運営共同事業体	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	閑上ヨットハーバー管理運営共同事業体
	所在地	宮城県仙台市太白区郡山6丁目2番5-1号
指 定 期 間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	閑上漁港の指定施設(ヨット陸置き保管施設)			
所在地	宮城県名取市閑上字東須賀2-36地先			
設置年月	平成30年4月			
根拠条例等	地方自治法第244条の2第3項及び漁港管理条例第17条			
設置目的	漁港におけるプレジャーボート等の適正係留により、漁業者とプレジャーボート等利用者間のトラブルを防止し、漁港の保全・秩序を確保する。			
施設の内容	敷地面積	16,389.68 m ²		
	構造	鉄骨造2階建て		
	内 容	建築面積	379.68m ²	
		延べ床面積	544.73m ²	
侵入防止柵		288.20m		
開館(所)日	通年(ただし、条例の定めにより休業日の指定あり)			
開館(所)時間	午前8時00分 ~ 午後6時00分 / 午前9時00分 ~ 午後5時00分			
指定管理者が行う業務の範囲	漁港管理条例第18条に定める業務及び「閑上漁港の指定施設(ヨット陸置き保管施設)業務仕様書」に定める業務			
利用料金制	採用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	利用料金の名称	閑上ヨットハーバー施設利用料 (1)ヨット等保管施設、(2)倉庫、(3)研修室		

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前 年 度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
開館(所)日数	200 日	181 日	157 日	78.5%	86.7%
延べ利用者数	6,500 隻	5,848 隻	4,395 隻	67.6%	75.2%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前 年 度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
(利用者)ジュニア—保護者を含む	100 隻	83 隻	77 隻	77.0%	92.8%
(利用者)高校生—教諭を含む	160 隻	194 隻	197 隻	123.1%	101.5%
(利用者)大学生	5,500 隻	5,006 隻	3,520 隻	64.0%	70.3%
(利用者)社会人	240 隻	215 隻	193 隻	80.4%	89.8%
その他、大会等	500 隻	350 隻	408 隻	81.6%	116.6%
合 計	6,500 隻	5,848 隻	4,395 隻	67.6%	75.2%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円、%)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前 年 度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
県指定管理料	1,864	1,864	2,036	109.2%	109.2%
利用料金収入	2,330	2,434	2,581	110.8%	106.0%
その他	579	338	916	158.2%	271.0%
収入計 (a)	4,773	4,636	5,533	115.9%	119.3%

(2) 支出

人件費	1,150	871	1,450	126.1%	166.5%
施設管理費	2,137	1,738	1,538	72.0%	88.5%
事業運営費	1,486	1,460	1,713	115.3%	117.3%
その他	0	0	0	-	-
支出計 (b)	4,773	4,069	4,701	98.5%	115.5%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	567	832	-	146.7%
前期繰越収支差額			336	-	-
次期繰越収支差額	0	567	832	-	146.7%

6. 評価対象年度(令和4年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県セーリング連盟と太平ビル(株)仙台支店の共同事業体で管理運営した。 ・県セーリング連盟加盟者で補助スタッフに委任し管理に従事した。 ・管理委員会は、役員と補助スタッフ補助スタッフに対し、要綱、内規によって業務を確認、指導することで業務を遂行した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・役員と補助スタッフの連携がとれ管理体制が確保できさらに、利用者との協同体制が取れた。 		A	<ul style="list-style-type: none"> 業務量に対し適正な人員配置となるよう企業努力が求められる。 	B
人員体制	正規	10人	非正規	9人			
②施設・設備の維持管理業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> 以下の分担業務について適正に実施された。(宮城県セーリング連盟) ・施設管理 ・利用料金の徴収 ・利用者の安全体制(太平ビルサービス(株)) ・機械警備 ・管理棟の設備管理 		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の施設管理のほか、防潮堤設置工事、南導流堤補修工事、地震による被害、豪雨による突発的な漂流物の増加などに対して適切に対処できた。また、釣り人への注意など利用者の安全確保について実施した。 ・管理棟の鍵貸し出しについて1件紛失があった。(個人自宅での紛失確認) 		B	<ul style="list-style-type: none"> 指定施設がいつでも利用に供されるよう、管理を心がけた点は確認できたが、施設の鍵の管理に不備がある等、管理に際し細部への配慮に至らない点が確認された。 	B
③運営業務(ソフト事業等)の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「閉上ヨットハーバー利用管理取扱要綱」 「閉上ヨットハーバー管理委員会設置要綱・設置要領」に基づき、ヨット等の利用場所の配置、利用料金の精算、施設管理等を実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・定めた要綱・要領等に基づき適正に実施できた。また、宮城県セーリング連盟が関与する大会等について対応できた。 		A	<ul style="list-style-type: none"> 定例大会を実施するなど、適正に運営したものと認められる。 	A
④自主事業の実施	自主事業は実施していない						
⑤利用者サービスの向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃は、業者による定期清掃と管理スタッフが利用日に実施した。 2 新型コロナウイルス管制防止のため対策を講じ、消毒等を実施した。 3 ハーバー休館日の利用申請を認めた。 4 給湯室の利用調整を実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・業務は適正に実施できた。 ・利用日の調整、施設の利用調整で利用者からの評価を得た。 		A	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への情報提供や施設利用サービスの向上に努めていると認められる。 	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の利用計画表を作成し、利用者間の調整を図った。 ・要望等について、県等の関係機関と連絡・調整を図り利用者サービスに努めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の計画が滞りなく実施できた。 ・海上でのヨットと漁船との接近について1件通報があり、ヨットハーバー利用者に注意喚起と協力を依頼し、以後においては通報がなかった。 		A	<ul style="list-style-type: none"> 利用者から寄せられる要望や注意事項等に対し、都度適切に対応したと考えられる。 	A
⑦安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 利用者との体制を構築し以下のとおり実施した。 1 津波災害における対策マニュアルを団体ごとに作成を依頼した。 2 海上事故の未然防止のため気象情報の提供、トランシーバー貸与を行った。 3 自然災害に対する指導と注意喚起を実施した。 4 スロープ事故の防止に努めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・事故なく経過することができた。 ・特にスロープ転倒事故防止に務めた。 		B	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の事故防止に努めたほか、随時巡回点検等を行い、安全対策を心掛けたと認められる。 昨年度課題となったスロープ付近での転倒事故防止に努めたと考えられる。 	B
⑧県民の平等利用	<ul style="list-style-type: none"> ・月毎の利用者の利用計画集約と ・月間利用について利用者に配信した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・HPによる広報で県民の平等利用が適正に実施できた。 		A	<ul style="list-style-type: none"> 施設の概要について情報発信したほか、問い合わせに対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。 	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に関する法律を遵守し個人情報の保護に関し必要な措置を講じた。 ・個人情報の利用については、管理委員会が取り扱う体制とした。 ・役員、補助役員に対して研修等を実施し、不当な利用、個人情報の流出について徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に実施できた。 	A	<p>現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。ただし、個人情報(及び情報公開)に関する規程の内容不十分につき対応が求められる状況にあったと考えられる。</p>	B
⑩利用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・年間艇置き場利用 団体数10団体 個人6名 ・パス利用数 ヨット70 救助艇12 ・大会利用件数 7回 ・年間利用者日数 157日 ・年間利用者数 4395名 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した利用状況を維持できた。 	A	<p>施設利用が図られるよう適正に運営したことが認められる。</p>	A
⑪収支実績	<ul style="list-style-type: none"> ・収入 指定管理料 2,036千円 利用料 2,581千円 ・支出 施設管理料 1,538千円 人件費 1,450千円 事業運私費 1,713千円 ・繰越残高 833千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の増額、大会等での利用料増加、による収入増加 ・保険の見直しによる支出減、人件費支払額増加、5年ごとの下水ポンプオーバーホールによる支出が増加した。 ・5年経過の収支として繰越することができた。 	A	<p>おおむね必要十分な維持管理及び運營業務が行われていると認められる。</p>	A
⑫その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者応募 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理が満了となった。 	B	<p>5年間の指定管理において、大きな事故もなく対応できたものと認められる。</p>	A
総合評価		<p>令和5年3月で防潮堤完成、南導流堤防工事継続、新型コロナウイルス感染防止対策への取り組みなど施設管理の拡張が見られたが、順調に滞りなく管理することができた。</p>	A	<p>現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。</p>	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵の貸し出しと管理について ・安全管理とトランシーバーの利用方法について ・利用者設置倉庫の管理について(設置) ・西側ゲートの開閉について(常時閉門としている) 	<p>概ね適正な施設管理がなされているが、鍵や物品の管理監督や安全対策の徹底を図るほか、利用者の更なる利便性向上と経営の効率化を図る為の経営努力の必要があったと考えられる。なお、指定管理者として認識している課題については、県としてもその把握及び対応に努めていきたい。</p>